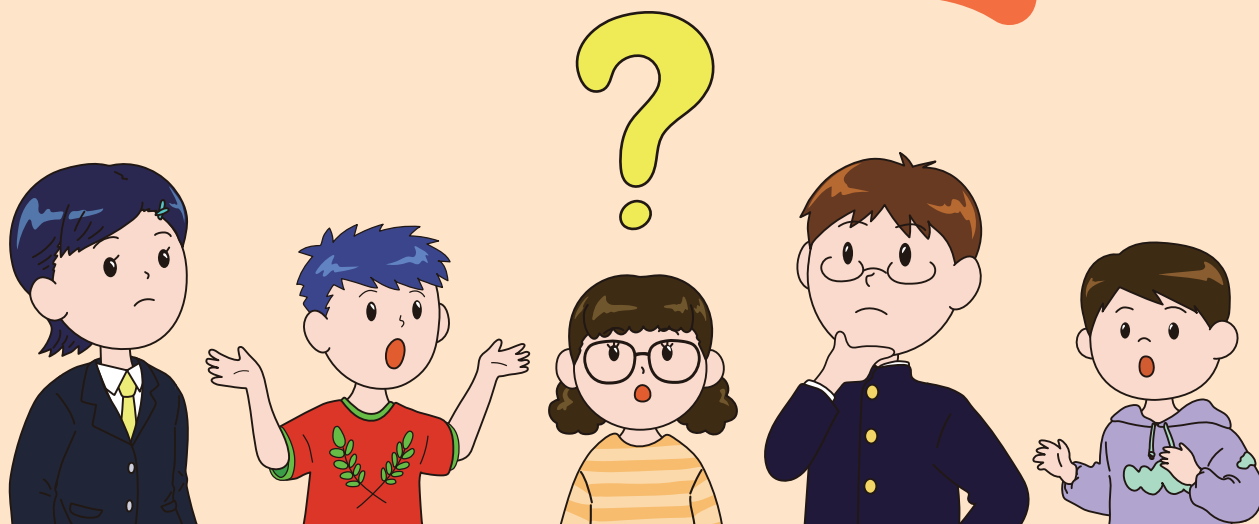


すべての子ども・おとなに知ってほしい

子ども 基本法

ってなに？

やさしい版



子どもみんなが
子ども家庭庁

はじめに

「こども基本法」を知っていますか？

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。

みなさんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、
社会全体で支えていくことがとても重要です。

こども基本法とは、こうした社会を目指して

こどもや若者に関する取組を進めていく上で

基本になることを決めた法律です。

令和5年4月に、こども家庭庁ができるのと同時に

こども基本法も動き出します。

ぜひこのパンフレットで「こども基本法」のことを知っていただき、

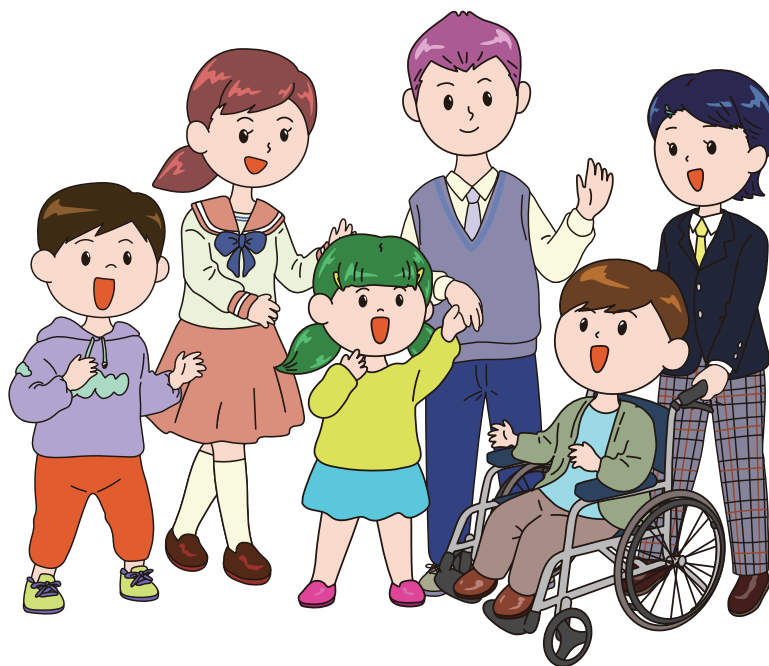
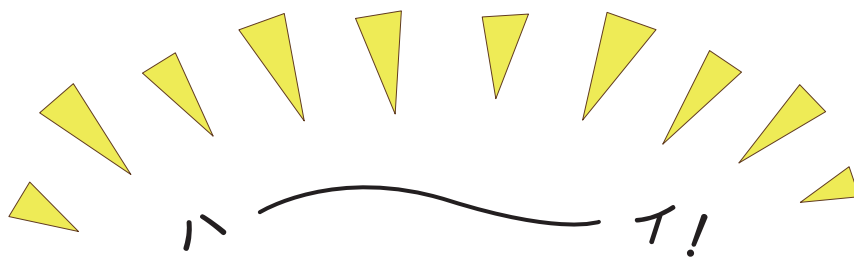
「こどもまんなか社会」を一緒につくっていきましょう。



もくじ

- ・そもそもなんのためにこの法律をつくったの?..... P04
- ・「こども施策」ってどんなこと?..... P05
- ・「こども」って何歳までのことを言うの?..... P06
- ・こども施策が大切にしている考え方って何?..... P07 P08
- ・「児童の権利に関する条約」について知っておこう!.. P09 P10
- ・こども施策について意見を言いたいんですが...? P11
- ・私たちはどうやって意見を言うの?..... P12
- ・私たちから聴いた意見はどうなるの?..... P13 P14
- ・こども施策はどうやって進めていくの? P15
- ・こども基本法って、もっとたくさんの人に P16
知らせたほうがいいんじゃない?

それでは、
^{き ほんほう}
「こども基本法」について
^{しつもん い けん ひと}
質問や意見がある人！



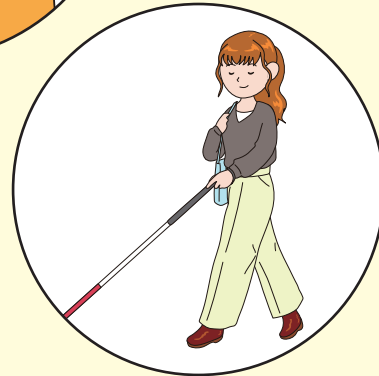
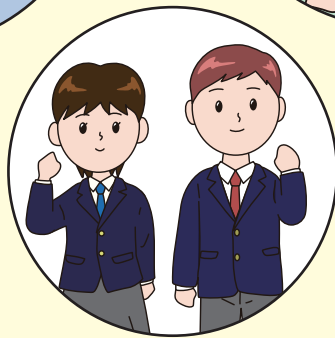
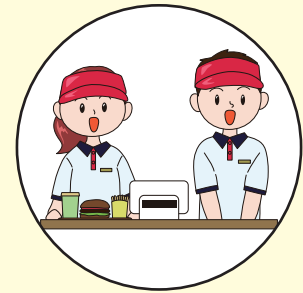
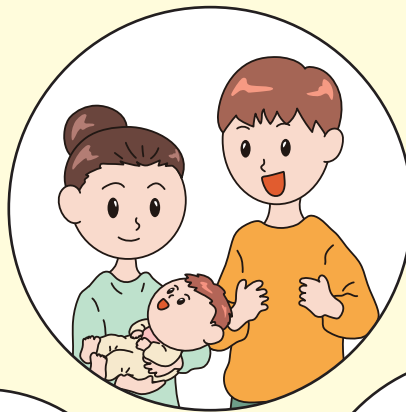
^{こた}
さっそくお答えしていきます！

Q. そもそもなんのために この法律をつくったの？



A

すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、
その基本的な考え方ははっきりとさせ、国や都道府県、市区町村など
社会全体で、こどもに関する取組「こども施策」を進めるためにつくられ
ました。これから国や都道府県、市区町村は、このこども基本法の
内容にそって、こどもや若者に関する取組を進めていきます。



もっと知りたい人はこちら！

第1条(目的) ※一部文章を抜き出し

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を支えるすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、(略)こども施策を総合的に推進することを目的とする。

Q. 「こども施策」って どんなこと？



A

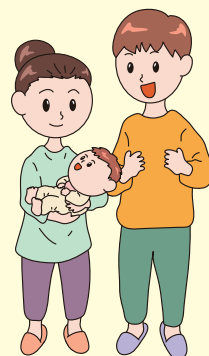
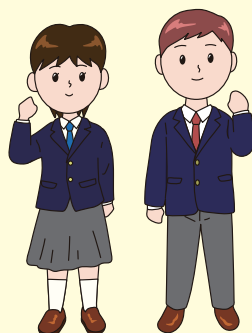
以下のような、こどもに関する取組などを「こども施策」といいます。

・おとなになるまでの心や身体の成長をサポートすること

例えば… 居場所づくり、いじめ対策 など

・子育てをする人たちへのサポートをすること

例えば… 働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など



こどもの成長

子育て

もっと知りたい人はこちら！

第2条(定義) ※一部文章を抜き出し

第二条 (略)

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

Q. 「こども」って なんさい 何歳までのことを言うの？



A

こども基本法では、18歳や20歳といった“年齢”で必要なサポートが
なくなならないよう、心と身体の成長の段階にある人を「こども」と
しています。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて
社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。



もっと知りたい人はこちら！

第2条(定義) ※一部文章を抜き出し

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 (略)

Q. こども施策が大切に している考え方って何？



A

こども施策は、6つの大切な考え方をもとに行われます。

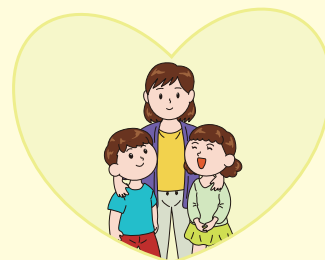
1

すべてのこどもが大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと



2

すべてのこどもが大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、
平等に教育を受けられること



3

すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
さまざまな活動に参加できること



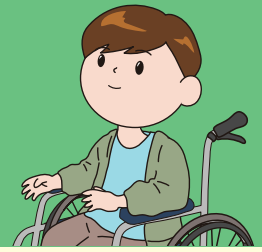
もっと知りたい人はこちら！

第3条(基本理念) ※一部文章を抜き出し

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

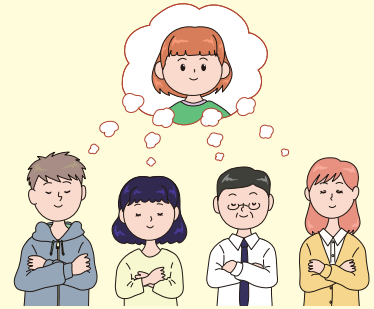
- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、
差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、
その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく
保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける
機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項
に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

Q. こども施策が大切に している考え方って何？



4

すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度にあわせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること



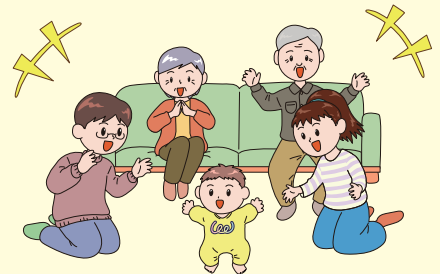
5

子育てをしている家庭のサポートが十分に
行われること、家庭で育つのが難しいこどもに
家庭と同じような環境が用意されること



6

家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会をつくること



もっと知りたい人はこちら！

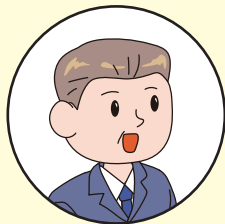
第3条(基本理念) ※一部文章を抜き出し

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

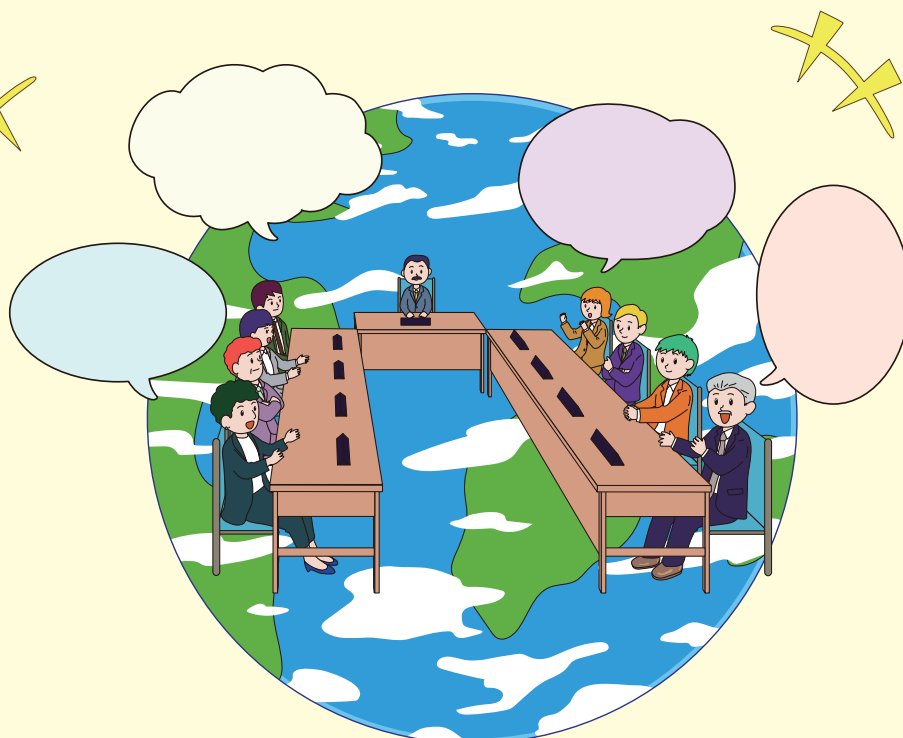
「^{じ どう}児童の^{けん り}権利に関する^{かん}条約」に ついて^し知っておこう！ ①



^{じょうやく}この条約は、^{に ほん ふく}日本を含め196の^{くに ち いき}国と地域が
^{ていやく}締約しているよ。

そして、この条約には4つの大切な^{じょうやく}考え方が
あって、こども^{き ほん ぽう}基本法を知る^し上で^{う え}とっても
^{たい せつ}大切だから、^{つぎ}次のページを^よしっかり読んでね！

こどもの^{けん り}権利についての
^{じょうやく}条約があるんだね。



「児童の権利に関する条約」について知っておこう! ②

児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則

日本ユニセフ協会の
ホームページの文章を
そのまま使っています。

1 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

2 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、
「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、
おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

4 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況
などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「子どもの権利条約」(日本ユニセフ協会ホームページ)はこちら
URL:https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

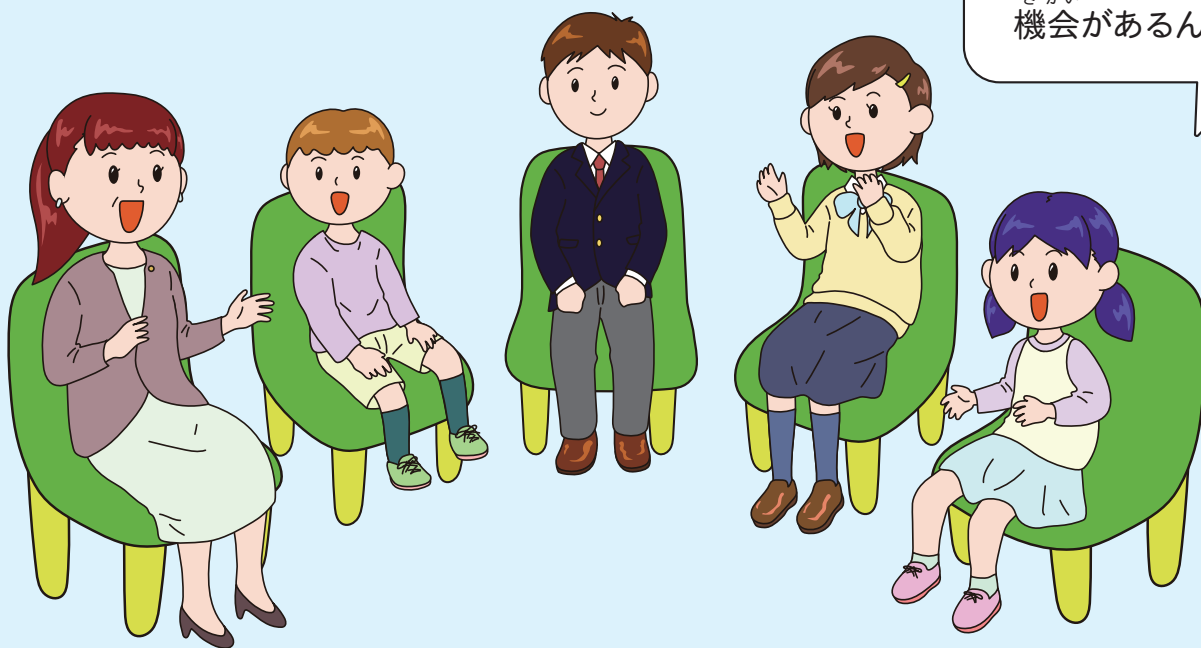


Q. こども施策^{し さく}について意見^{い けん}を 言^いいた^いい^んです^が…？



A

もちろん、こどもや若^{わか}者^{もの}の意見^{い けん}を聴^ききながら
国^{くに}や都^と道^{どう}府^ふ県^{けん}、市^し区^く町^{ちょう}村^{そん}は、こども施策^{し さく}をすす^{すす}めていきます。



もっと知^しりたい人^{ひと}はこ^こち^ちら！

第^{だい}11^{じゅう}条^{じょう}(こども施策^{し さく}に^{たい}するこども等^{とう}の意見^{い けん}の反映^{はんえい})

第^{だい}11^{じゅう}条^{じょう} 国^{くに}及^{およ}び地^ち方^{ほう}公^{こう}共^{きょう}団^{だん}体^{たい}は、こども施策^{し さく}を策^{さく}定^{てい}し、実^{じつ}施^しし、及^{およ}び評^{ひょう}価^かするに当^あた^たつては、
当^{とう}該^{がい}こども施策^{し さく}の対^{たい}象^{しょう}とな^なるこども又^{また}はこどもを養^{よう}育^{いく}する者^{もの}そ^の他^たの関^{かん}係^{けい}者^{しゃ}の意^い見^{けん}を反^{はん}映^{えい}
さ^させるた^ために必^{ひつ}要^{よう}な措^そ置^ちを講^{こう}ずるものとする。

Q. 私たちはどうやって 意見を言うの？



A

たとえば、次の方法を考えています。

・インターネットを使ったアンケート

・行政の職員(国や地方の役所で働く人)が直接会って意見を聴く取組

・おとなの会議へのこどもや若者のみなさんの参加

・こどもや若者を対象としたパブリックコメント

(国や都道府県、市区町村が意見を募集すること)

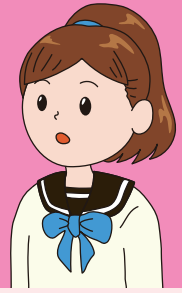


もっと知りたい人はこちら！

第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

Q. 私たちから聴いた意見は どうなるの？



A

みなさんから聴いた意見を大事にして、こども施策を進めていきます。

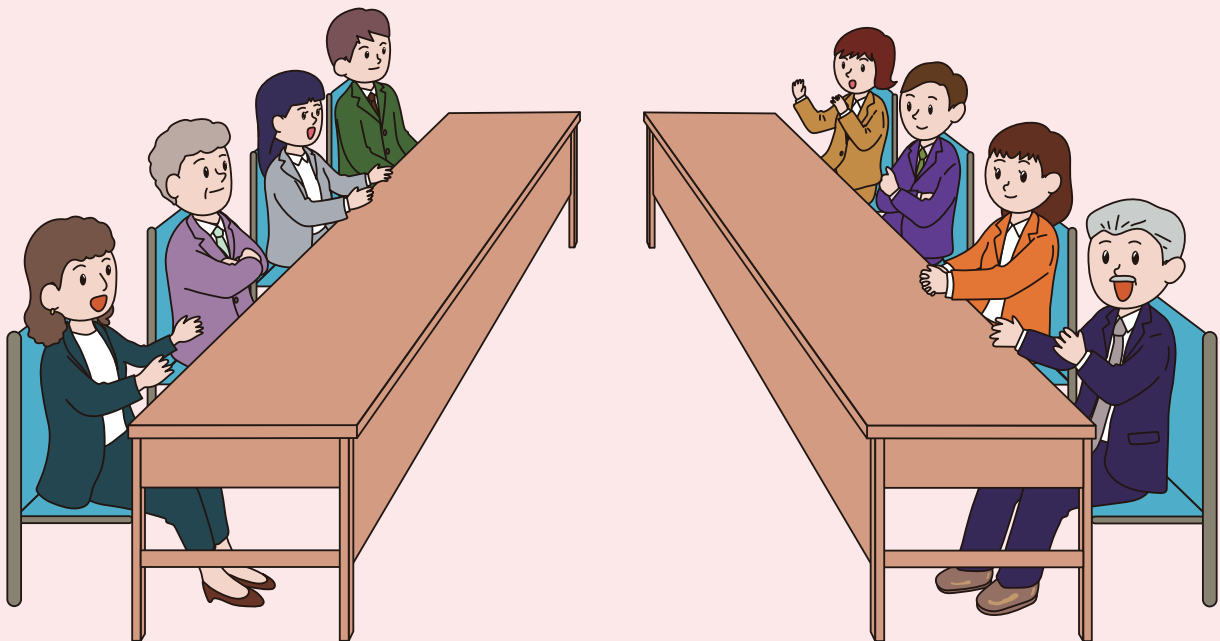
例えば、みんなから聴いた意見をこどもに関する国の取組を話し合う

大事な会議に届けたりしていきます。

そして、国や都道府県、市区町村は、施策の目的をふまえ、

みなさんの意見が実現できるかどうかを考えながら、

こども施策に取り組んでいきます。



もっと知りたい人はこちら！

第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

わたし
私たちこどもが
いけん い ば
意見を言う場や
き かい
機会があるんだね



いけん
ぼくたちの意見を
き
聴きながら、
と く
どう取り組んでいくか
かんが
考えられていくんだね



こえ き
そうです！みなさんの声を聴きながら
わかもの しあわ く しゃかい
すべてのこどもや若者が幸せに暮らせる社会にしていけるのです。

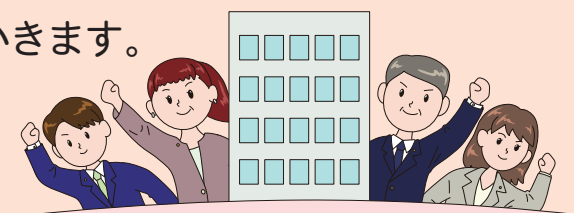


Q. こども施策は どうやって進めていくの？



A

そうりだいじん
総理大臣をリーダーに、こどものみなさんの意見を聴きながら、
こども施策の基本的な方針(こども大綱)をつくります。
この方針をもとに、都道府県や市区町村が「こども計画」をつくり、
社会全体でこども施策に取り組んでいきます。



もっと知りたい人はこちら！

第9条(こども施策に関する大綱) ※一部文章を抜き出し

第九條 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2～7 (略)

第10条(都道府県こども計画等) ※一部文章を抜き出し

第十條 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3～5 (略)

第17条、第18条(こども政策推進会議) ※一部文章を抜き出し

第十七條 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二～四 (略)

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第十八條 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 (略)

Q. ^{き ほんほう}こども基本法って、もっとたくさんの^{ひと し}人に知^しらせたほうがいいんじゃない？



A

そうですね！こども^{し さく}施策はこども^{おや}や親だけのものではありません。
すべての国民^{こくみん}がこどものことを考え、施策^{かんが}に協力^{し さく きょうりよく}し、みんなで
「こどもまんなか社会^{しゃかい}」の実現^{じつげん}に取り組^{と く}んでいくことが必要^{ひつよう}です。
だから、こどものみなさんはもちろんたくさんの人^{ひと し}に知^しってもら
うことが大切^{たいせつ}です。こども基本法^{き ほんほう}はまだできたばかりです。
これから^しもっとお知^しらせしていきます！



^しもっと知^しりたい人^{ひと}はこちら！

第7条(国民の努力)

第七^{だい}条^{じょう} 国民^{こくみん}は、基本理念^{き ほん り ねん}にのっとり、こども施策^{し さく}について関心^{かんしん}と理解^{り かい}を深めるとともに、国^{くに}又は地方公共団体^{ちほうこうきょうだんたい}が実施^{じっし}することも施策^{し さく}に協力^{きょうりよく}するよう努^{つと}めるものとする。

第15条(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五^{だい}条^{じょう} 国^{くに}は、この法律^{ほうりつ}及び児童^{じ どう}の権利^{けん り}に関する条約^{かん}の趣旨^{じょうやく}及び内容^{しゅ し およ}について、広報活動^{しゅうち}等^{ないう}を
通^{つう}じて国民^{こくみん}に周知^{しゅうち}を図^{はか}り、その理解^{り かい}を得^えるよう努^{つと}めるものとする。

さい ご よ
最後まで読んでくれて
ありがとうございました！



き ほんほう
「こども基本法」について

きょうみ も
興味を持ってもらえましたか？



くに とどう ふ けん し く ちょうそん
国や都道府県、市区町村で

し さく すす
しっかりこども施策を進めていきます。

おとな しあわ
こどもも大人も、みんなが幸せな

せいかつ おく しゃかい
生活を送ることのできる社会を

つくっていきましょう！



もっと詳しいことが知りたい人はこちらを見てね！

き ほんほう か ていちょう
こども基本法やこども家庭庁について、
かんたんにわかる動画もあるよ！

き ほんほう どう が ばん
「こども基本法」動画 やさしい版



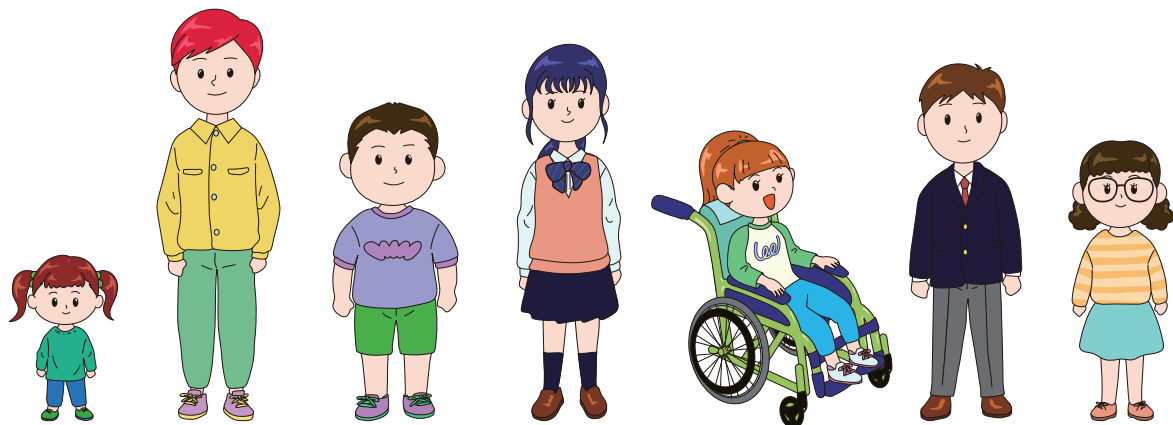
<https://youtu.be/NMw-JqACFLM>

か ていちょう どう が ばん
「こども家庭庁」動画 やさしい版



https://youtu.be/c_rEkL-nYAE

※PDFでは  がある場所はクリックでアクセスできます。



こどもまんなか
こども家庭庁